

平成21年12月4日

益田信用組合
理事長 伊東 祐

当組合は、依然として厳しい経済環境を踏まえ、地域の皆さまに円滑な金融サービスをご提供するため、中小企業のお取引先や住宅ローンをご利用の皆さまからの各種ご相談に迅速かつ適切にお応えできるよう、全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置することと致しました。

記

● 「金融円滑化ご相談窓口」

- ・ 対象となる方 個人事業主や中小企業の皆さま及び住宅ローンご利用の皆さま
- ・ 設置日 平成21年12月8日
- ・ 設置店舗 本店営業部 (Tel 0576-25-3145)
萩原支店 (Tel 0576-52-1020)
竹原支店 (Tel 0576-26-2225)
金山支店 (Tel 0576-32-2267)
小坂支店 (Tel 0576-62-3161)
加子母支店 (Tel 0573-79-2550)
- ・ 相談時間 平日の午前9時から午後3時まで
- ・ 相談内容 中小企業者・個人事業主の事業資金に関する「資金繰り」、
「ご返済条件見直し」など融資にかかる相談
住宅ローンの返済方法(返済金額や返済期間)や返済の見直しなど返済にかかる相談

以上

【金融円滑化措置にかかる円滑な実施に向けた体制】

当組合は、中小企業者等の金融円滑化に関する基本方針を円滑に実施するため、必要な態勢整備を行っております。

1. 支援体制

(1) 金融円滑化に関する本部の体制について

審査担当役員を委員長とする「中小企業金融円滑化委員会」を設置し、地域金融円滑化への取組みや、ご相談体制をより一層強化充実します。

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 委員長(金融円滑化管理担当理事) | 審査担当役員(専務理事) |
| 副委員長(金融円滑化管理責任者) | 金融円滑化管理統括部(審査部担当部長) |
| 副委員長 | コンプライアンス統括部(総務部担当部長) |
| 委員(金融円滑化に関する相談等統括責任者) | 業務推進部長 |
| 委員 | 総務部、事務部の課長 |

(2) 金融円滑化に関する営業店の体制について

本店営業部長又は支店長を金融円滑化に関する管理担当者とした、中小企業金融円滑化の支援体制を整備しました。

| | |
|-------------------|-------------|
| 金融円滑化管理担当者 | 本店営業部長又は支店長 |
| 金融円滑化に関する相談等窓口担当者 | 支店長代理 |

2. 当組合内部で行なう支援措置

- (1) 本部において「中小企業金融円滑化委員会」を発足し、諸施策を検討しました。
- (2) 各営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置します。
- (3) 「金融円滑化管理規程・管理要領」を策定いたします。
- (4) 当組合の資源を活用した地域活性化に向けた取組みを行っております。
〈例〉下呂温泉活性化に向けた取組みとして “ いで湯卓球大会 ” を毎年開催するほか、全国の信用組合等に対して温泉客誘致活動を実施しております。
- (5) 岐阜県中小企業支援協議会や同支援センター等の専門家派遣を通じて事業診断及び経営課題改善支援に取り組んでおります。
- (6) 職員によるお客様の「経営改善計画」策定支援やフォローを通じて、経営改善支援を行っております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当組合は、複数の金融機関から借入れを行なっているお客さまからご返済条件の変更等の申し出があった場合には、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図ります。なお、その際には守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照合を行なうなど、緊密な連携を図りながらお客さまの資金繰りや金融の円滑化に努めてまいります。

4. 支援内容

新規貸出による支援

具体的な 商品

- 企業活性化ビジネスローン『サポート』
- 全国緊急特別保証融資(信用保証協会保証付)
- 下呂市小口融資制度
- 下呂市経営安定資金融資制度 その他

支援策

- 各営業店の職員による経営改善相談及び新規の受付
- 専門家等との連携の下、各種経営課題の解決に向けた相談
- 各種税務相談、事業継承にかかる相談支援

貸出条件変更による支援

具体的な 内容

- 元金返済猶予
- 元金返済軽減
- 返済期限延長
- 旧債の借換え
- 条件変更対応保証制度によるご返済条件の変更 等

支援策

- 経営改善計画策定支援
- 経営改善計画の事後フォロー支援
- 中小企業再生支援協議会の活用
- その他外部専門家の活用 等

※ご注意

- ・ ご返済条件を変更する(ご返済期間を変更しない)際、変更期間終了後、毎月のご返済額より増加する場合があります。
- ・ ご返済条件を変更する(ご返済期間を延長する)際、利息を含めた総返済額は増加します。
- ・ ご返済条件を変更する際、条件変更手数料・印紙代・追加保証料がかかる場合があります。

5. ご相談体制

(1) ご相談内容

- 事業資金にかかる資金繰り、ご返済条件変更等のご相談
- 住宅ローンのご返済条件変更等のご相談

(2) 対象のお客さま

- 中小企業及び個人事業主のお客さま
- 個人のお客さま

【金融円滑化ご相談窓口】

- ・対象となる方 個人事業主や中小企業の皆さま及び住宅ローンご利用の皆さま
- ・設置店舗 本店営業部 (Tel 0576-25-3145)
萩原支店 (Tel 0576-52-1020)
竹原支店 (Tel 0576-26-2225)
金山支店 (Tel 0576-32-2267)
小坂支店 (Tel 0576-62-3161)
加子母支店 (Tel 0573-79-2550)

※ 現在、お取引いただいている各支店にお申し出ください。

- ・相談時間 平日の午前9時から午後3時まで
- ・相談内容
 - ・中小企業者・個人事業主の事業資金に関する「資金繰り」「ご返済条件見直し」など融資にかかる相談
 - ・住宅ローンの返済方法(返済金額や返済期間)や返済の見直しなど返済にかかる相談

※ なお、ご返済条件の変更等に関する苦情相談については、各営業店の金融円滑化に関する相談等窓口担当者又は次の相談窓口をご利用ください。

益田信用組合 本部相談窓口 電話番号0576-25-2009